

茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 12名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	
11番 鬼島一郎(会長職務代理者)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
	14番 加藤古志郎

出席推進委員 12名

平野芳之	小高 明	森川善仁	富田和男
中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹	富田泰宏
古山光雄	早川昇一	深山 理	矢部友一

4 欠席委員 2名

10番 秋葉仁喜(第一小委員長) 13番 石井利明(会長)

5 事務局職員 6名

事務局長 高貫 敦	局長補佐 丸島浩二
係長 片岡雄一	係長 加藤栄一
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

6 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 13件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・令和4年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について

8 総会要旨

事務局長

定刻となりました。本日はお忙しい中、第3回総会にご参集頂きましてありがとうございます。始めに本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。

本日の議事案件は、農地法第3条の規定による許可申請が2件、第5条の規定による許可申請13件の計15件、そして農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）と令和4年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についての3件を審議していただき、合計18件となります。その後、事務局より報告事項がございます。

それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則により、会長が議事の進行をすることとなっておりますが、本日、会長におかれましては所用により欠席されております。農業委員会等に関する法律第5条第5号の規定によりまして、会長が不在の時は会長の職務を代理する者がその職務を代理することとなりますので、会長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長職務
代理者

ただいま、局長より説明がございましたとおり、本日は会長が所用のため欠席となりますので、代わりに議事進行を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今より茂原市農業委員会第3回総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させて頂いてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は5番中村委員と6番小高委員にお願いしたいと思います。なお議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは、最初に農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から2号議案までの説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

はじめに1号議案です。申請地は桂字砂田前地先、田1, 908㎡を売買しようとする申請です。買受人は桂の★★さん、売渡人は桂の★★さんです。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内にある農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。また申請人の父親が所有する農地が大網白里市にありますので、大網白里市農業委員会より農業経営実態証明書が提出されております。大網白里市農業委員会に確認しましたところ、こちらも法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、周辺地域のルールに従い、耕作や農薬を散布するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております

続きまして2号議案です。申請地は小巒字鴻ノ巣地先外8筆、田6, 731㎡、畑6, 957㎡の合計13, 688㎡を売買しようとする申請です。買受人は七渡の★★さん、売渡人は七渡の★★さんです。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて水稻・ネギ・キャベツの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植機、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、農薬の使用など注意したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上となります。

会長職務
代理者

次に第二小委員会からの報告をお願いいたします。

第二
小委員長

それでは第二小委員会の審議報告をさせていただきます。
農地法第3条の規定による許可申請について、議案第1号ですが、これは★★さんが以前からやっており、引き続いて耕作するということですので許可という判断となりました。議案第2号につきましては、買受人は既に農業経営をしており、経営拡大のためですので許可の判断となりました。

会長職務
代理者

それでは審議に入ります。最初に議案第1号でございますけれども、地元の★★委員、いかがでしょうか。

★★委員

買受人の★★さんは農業を一生懸命やっている方ですし、また田んぼの場所も良い条件でありますので、特に問題はありません。

会長職務
代理者

現地調査もしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現地調査をいたしたところ綺麗に耕作されております。事務局から説明がありましたが、趣旨要件は適合しているということですので許可でよろしいと思います。

会長職務
代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは1号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして、議案第2号です。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員

申請地につきましては綺麗に耕作されておりますし、買受人の方も農業或いは農地についての知識や理解が深い方ですので問題はないと思われま。

会長職務
代理者

こちら現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

いずれの場所も現在、耕運されており、綺麗になっております。買受人は許可要件を満たしておりますし、これからも綺麗にされると思いますので許可でよろしいと思います。

会長職務
代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは2号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案は第3号から15号までございますけれども、説明と審議は2回に分けたいと思います。最初に3号議案から8号議案、次に9号議案から15号議案で進めたいと思います。それでは、まず議案第3号から第8号まで、事務局からの説明をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

まず初めに3号議案ですが、先ほど申請代理人から連絡がありまして、本案件の賃貸人は★★さん外1人となっておりますが、登記の所有を単独所有としたいということでお話がありました。そのため、この申請については一度取り下げってから、また再度申請をすることですので、3号議案は取り下げとなります。

それでは4号議案です。4号議案につきましては、席に追加資料を用意しておりますので合わせてご確認下さい。では、4号議案の説明を始めます。申請地は、高師字織戸地先外2筆、田536㎡、畑42㎡、合計578㎡です。高師の★★さんが、七渡の★★さんから土地を買い受けて、貸駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は自己所有地の隣接で、貸駐車場として使用したいためとのことです。

事業計画として、18台分の駐車場とします。なお、申請地の隣接には追加資料の図面のとおり三角地となっている所有者不明の土地が存在しておりますが、それにつきましては一体利用せず区画を分けて駐車場として使用する旨の指導を行っており、それについて承知していることの確認は得ております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては砂利敷きのみです。排水は雨水自然浸透のみで、確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、上林字大台地先外1筆、畑338㎡、一体利用する農地以外の土地2、224.73㎡、計2,562.73㎡です。町保の★★さんが、上林の★★さん外2人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は住宅が立ち並ぶ住宅地であり、住環境が整っているためとのことです。事業計画として、区画平均面積223㎡の宅地8区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が、市土木管理課に道路工事施行承認申請書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、農地部分の切土盛土を行い、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透のみで、★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、東茂原字御園生地先、畑461㎡です。早野の★★さんが、早野新田の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、賃貸アパートに居住しており、子供が生まれ手狭になったため、土地選定理由は、生活しやすい環境が良いためとのことです。事業計画として、建築面積106.28㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流し、確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ

れた必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、大芝字三ノ割地先、田450㎡です。東京都の★★さんが、大芝の★★さんから賃借権の設定により土地を借りて、駐車場用地として一時転用する申請です。申請理由及び土地選定理由は、送電線建替工事に伴い、代替駐車場として利用できる土地が他になかったためとのことです。事業計画として、15台分の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、鉄板を敷設することです。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

なお、一時転用について、申請期間は令和4年8月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、大芝二丁目地先、畑240㎡です。長生村の★★さんが、習志野市の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は希望する条件に最も近く、商業施設なども付近にあるためとのことです。事業計画として、建築面積72.87㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は行いません。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。8号議案までの説明は以上となります。

会長職務
代理者

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、ただいまの事務局の説明では3号議案は取り下げをされるとのことですので、議案第4号から8号までについて、第二小委員会の報告をお願いいたします。

第二
小委員長

農地法第5条の規定による許可申請について、議案第4号から8号までの第二小委員会の審議結果の報告をいたします。

まず、4号議案ですが、事務局からの説明にもあったように、当該申請地の隣接には一部違う所有者の方の土地があるということですが、その所有者は不明ということで、手続き上は浮いたままということですが、この部分は使わないことで条件を出しておりますので、小委員会としては許可相当の判断ということで結論に至っております。続いて第5号議案ですが、ここはもう既に周りは分譲住宅の造成中であり、また用途地域内ですので許可相当の判断となりました。第6号議案と第8号議案は専用住宅用地の案件ですが、6号議案は周囲も住宅地化されており、8号議案は土地区画整理組合が住宅の建設を目的とした土地であります。いずれも第3種農地の用途地域内ですので許可相当の判断で決定しております。第7号議案ですが、この前にある高圧送電線の張替工事のために、隣接の研修センターの代替のための駐車場、また作業車等の駐車場用地とする一時転用ですので許可相当ということで判断しております。

会長職務 代理者	それでは議案第4号から順次審議いたします。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	用途地域内ということですので地域的にも特に問題はないと思われます。
会長職務 代理者	現地調査もしております。★★委員いかがですか。
★★委員	現地の状況は垣根があって、その前を買って駐車場用地とするということですが、ちょっと気になるのは、確かに所有者不明の土地がこの一角の中にあって、処理がされてないということなんですけれども、小委員会での意見と同じく使用しないのであれば、私は特に支障がないというふうに考えております。今回申請の所においては特に問題はないと思われますので、許可相当でよろしいのではないかなと思います。
会長職務 代理者	地元の★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは場所的には、宅地化されている住宅地の中にある駐車場ということになるんですけれども、所有者不明の土地が一部あるとのことですが、この場所的には問題ないと思いますので、許可相当で良いのかと思います。
会長職務 代理者	他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは4号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、5号議案です。地元の★★委員いかがですか。
★★委員	第3種農地で用途地域内の土地でありますし、特に問題はないと思われます。
会長職務 代理者	★★委員いかがですか。
★★委員	ここは既に周りは宅地化されていますし、第3種で用途地域内の農地であります。許可相当でよろしいと思います。
会長職務 代理者	★★委員いかがですか。
★★委員	★★委員と同じ意見ですが、周囲も宅地化されている第3種農地でありますので、許可相当でよろしいかと思います。
会長職務 代理者	他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは5号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、6号議案です。地元の★★委員いかがですか。
★★委員	用途地域内の住宅地であり、申請目的は住宅でありますので問題はないと思われます。
会長職務	★★委員いかがですか。

代理者

★★委員

第3種農地で用途地域内にありますし、要件的にも現地を見た限りでも特に問題はないと思われまので、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長職務代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

意見は同じとなりますが、目的は専用住宅であり、周囲は住宅地となっておりますので、問題はないと思ひます。許可相当でよろしいと思ひます。

会長職務代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは6号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、7号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員

半年程度の一時転用であり、ここについては特に問題はないと思ひます。

会長職務代理者

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現地は2種農地ですが、一時転用での駐車場ということですので、近隣の農地にも支障はないので許可相当が妥当だと思ひます。

会長職務代理者

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

同じく申請は一時転用ということでもありますので、特に問題もないので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長職務代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは7号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、8号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員

用途地域の区画整理地内ですので、特に問題はないと思ひます。

会長職務代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

この土地は第3種農地であり、用途地域内の土地区画整理組合が作った住宅地なので問題ないと思ひます。許可相当でよろしいと思ひます。

会長職務代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは8号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして、議案第9号から第15号までを行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは9号議案です。申請地は、綱島字北ヶ谷地先、田1, 246㎡です。野田市の★★さんが、綱島の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は申請地北側の★★を運営するにあ

たり道路付けがよく職員、子供たちを送迎する家族等の駐車場として便利で予算内で済むためとのことです。事業計画として36台分の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は、水道管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域であり、申請に係る農地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療機関その他の公共・公益的施設が存する農地に該当することから、第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、砂利敷きとします。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

なお、申請地を令和3年3月15日頃から許可を得ず、事務所及び駐車場用地として使用していたため、申請人から始末書が添付されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、上永吉字冬田地先、畑515㎡です。大網白里市の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在アパートに居住しており、子供の成育環境を整えるため、また土地選定理由は、夫婦共働きであり、実家の近くの土地であるためとのことです。事業計画として、法面があるため有効面積を459.7㎡とし、進入路61.36㎡、建築面積66.24㎡の住宅1棟と建築面積12.91㎡のカーポート2棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、市土木管理課に法定外公共物占用許可申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、コンクリートブロックで土留めをし、0.7m埋立てをします。排水は合併浄化槽処理後、水路へ放流します。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11及び12号議案です。一体計画ですので、併せてご説明いたします。申請地は、小林字西ノ前地先外1筆、畑285㎡です。高師の★★さんが高師の★★さん外2人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、宅地造成済みのためとのことです。事業計画として区画面積285㎡の宅地1区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行ないません。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、国府関字古屋敷地先、畑935㎡の内250.92㎡です。さいたま市の★★さんが、国府関の★★さんから使用貸借の権利の

設定をして、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在アパートに住んでおり、家族が増えて手狭であることから、土地選定理由として親の居住地に近いことや交通の便が良いためとのことです。事業計画として、建築面積57.92㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、国府関字原田前地先外1筆、田644㎡、畑663㎡、計1,307㎡です。京都府の★★さんが国府関の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、日照量が確保でき、接道があるためとのことです。事業計画としては、太陽光パネル360枚を設置します。なお、令和2年9月1日に賃借権の設定により太陽光発電施設用地として転用許可を受けましたが、その後に相続が発生したため事業は行われず、この度相続が完了したため新たに申請されたものです。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定を受けており、令和2年7月14日付けで市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されており、事前協議は終了しておりますが、今回相続が発生したことで再度事業説明を自治会長に行い、近隣住民への説明は個別訪問を3月中旬に行うとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、防草シートを敷くとのことです。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案です。申請地は、国府関字原田前地先外3筆、田703㎡、畑569㎡、計1,272㎡です。京都府の★★さんが国府関の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由や事業計画、また転用許可基準及び一般基準等の内容につきましては、先程の14号議案と同様となりますが、確認が必要な隣接農地は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長職務
代理者

続きまして、9号議案から15号議案について、第二小委員会の報告をお願いします。

第二
小委員長

それでは、議案第9号から15号までの第二小委員会の審議結果を報告いたします。まず9号議案ですが、これは★★のための駐車場用地ということで、もう既に現場は砂利を敷いた駐車場用地の形態になっておりますが、事務局の説明にもありましたように始末書が出されているとのことで、小委員会としては許可相当で判断しております。続いて10号議案ですが、前面道路が少し狭いような状況のところ、道路から下がったところの土地なのですが、排水について地元の排水路は複雑

であるという意見があり、排水計画がどうなってるのかを総会までに再確認することとなりましたが、小委員会としては許可相当の判断となっております。本日、地元の委員さんからもご意見を聞かせていただきたいと思います。次に11号と12号議案は一体計画ですが、ここは用途地域内で第3種農地でありまして、既に宅地分譲化されている場所ですので、許可相当の判断となっております。13号議案は、第2種農地ということですが、専用住宅用地ということですので許可相当の判断となりました。続きまして14号と15号議案ですが、ここは令和2年の9月に一度許可を受けており、相続の関係で実施できず、今回の申請となったということで、市の都市計画課のガイドラインに沿った内容であれば許可相当という判断をしております。以上です。

会長職務
代理者

それでは9号議案から審議します。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員

ここは以前蓮田でした。南の方には山がありますので、ここから結構水が流れ出てきますので、排水はきちんとされた方が良くと思います。★★の駐車場としては特に問題ないかと思えます。

会長
職務代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

幼稚園のすぐ道を挟んで前の土地を駐車場用地としたいとのことで、もう既に駐車場として使っているようでしたが、それについては始末書が提出されているということですし、引き続き駐車場として使用するには必要な場所であると思えますので、要件も整っておりますから許可相当でよろしいと思えます。

会長職務
代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

★★委員がおっしゃったように、この場所は昔、蓮田だったのですけれども、今は平らに綺麗に整地されており、反対側に★★もできて、車の駐車場がなくて困るということですので、ここは第3種農地ということもあり、特別問題はないと思えますので許可相当でよろしいと思えます。

会長職務
代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは9号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、10号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

こちら現地調査をいたしました。その中で先程、小委員長から説明があったとおり、裏側の道路はちょっと狭く、宅地にしようという所が一段低いところがあります。そして、ここは土地改良の施工済みの土地であって、先程話があった排水について、小委員会では市の管理する排水路があって、それを使えない場合は、下の農地に荒れ地があったりするので、これがどういう形で排水ができるのかというような議論をされたところですが、それがクリアできれば、許可相当でよろしいと思えます。

会長職務
代理者

先般の小委員会では、排水ルートがどのように計画されているのかとの意見でしたが、その後、事務局での確認等がありますか。

事務局

小委員会での意見につきまして、後日、地元の★★委員と事務局で現地を確認して参りました。実際、排水経路を辿ってみましたところ、申請地の東側や西側の家

の何軒かは流しておりまして、そこは用排水路になっております。

会長職務
代理者

地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員

私も現地を見て来ましたところ、住宅地の中の一面にあって、道路からだいぶ下がった土地であります。この排水については、水利組合の同意を得ているということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長職務
代理者

いろいろとご意見等頂きましたが、排水につきましては、地元で管理をされている★★の排水同意を得ているというところでございます。

これについて、他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは10号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、11号及び12号議案ですが、これは一体計画です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

周辺は全て住宅地でありまして、ここは第3種農地でありますし、特に問題はないと思います。

会長職務
代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

★★委員がおっしゃったとおり、ここは既にもう周りは住宅地になっております。用途地域内の第3種農地でありますし、特に問題もないと思われまますので許可相当でよろしいと思います。

会長職務
代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは11号及び12号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号及び12号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。地元の★★委員いかがですか。

★★委員

★★委員と現地を確認いたしました。ここを宅地にしても特に問題はないと思います。

会長職務
代理者

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現地を見ましたが、道路の下側にはまとまった農地があるんですけども、道路で寸断されており転用申請されている所の周りには、隣接農地がなく、特別に問題はないと思いますので、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長職務
代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

第2種農地なんですけれども、この申請地が隣接する道路の周辺は道路沿いに住宅も点在しておりまして、隣接農地もなく専用住宅用地ということですので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長職務
代理者

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは13号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。続き

まして、14号議と15号議案につきましては、隣接する土地で申請人が同じ計画をされておりますので、併せて審議いたします。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

この場所の道路は子供達の通学路となっておりますが、問題はないと思います。

会長職務
代理者

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

この場所は、第2種農地でありまして、太陽光発電設備を設置するということです。周りの地域の方に十分な説明をされていれば、14号は隣接農地もございませんし、特段の問題はないと思いますので許可相当でよろしいかと思います。

会長職務
代理者

★★委員いかがですか。

★★委員

現地を見に行つたときに、ちょうど草刈をしている最中でして、先程の★★委員のご意見にもありましたが、子供の通学路ということですので、道路の安全確保をして気を付けて頂きたいとは思いますが、ただ、この案件は令和2年に一度申請されて許可が出たという中で、その後相続があつたため、今まで延びたという事ですので、その時にも地元関係に説明をしたという話であれば、引き続き継続するという事ですので許可相当でよろしいと思います。

会長職務
代理者

★★委員のご意見にあつた安全対策については、当然、事業者は、ネットフェンス等をして子供達だけでなく大人も中に入れないように当然するのでしょうか。その他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは14号議案と15号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案及び15号議案については、許可相当ということで決定いたします。ここで一旦休憩を取りたいと思います。

(休憩)

会長職務
代理者

それでは、再開いたします。引き続き、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)を審議します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)のご説明をします。
(内容等について説明する。)

会長職務
代理者

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは16号議案については承認とさせていただきます。続きまして、議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。この案件につきましては、議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては17号議案の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(★★委員退出)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集

積計画の承認について（利用権設定）ご説明します。
（内容等について説明する。）

会長職務
代理者

説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは17号議案については承認とさせていただきます。
（★★委員入室）

続きまして、議案第18号令和4年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてであります。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号令和4年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてのご説明をします。
（内容等について説明する。）

会長職務
代理者

説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは18号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- ・その他

会長職務
代理者

以上で本日の総会を終了します。